

第12回 残留日本人・中国帰国者問題の解決に向けて

これまでみてきたように、中国残留日本人の一世・二世は、ともに苦難の人生を歩み、今なお多くの困難に直面しています。

一世の苦難の原因は、日本政府による引揚事業の打ち切り、日本国籍の一方的剥奪、帰国制限政策、および、帰国後の自立支援の欠如にありました。

また一世は、国賠訴訟を通じ、2007年に新たな支援制度を勝ち取りました。しかし17年を経て高齢化し、日本語学習・交流事業に参加できなくなっています。言葉も通じない中で、介護問題も深刻化しています。

一方、二世は、日本への帰国年次・年齢によって多様な人生を歩み、二世全体に共通する問題は見えにくくなっています。しかし、いずれも同世代の日本人にはない固有の困難に直面しています。

二世の困難を生み、しかも多様に分断したのもまた、政府の帰国制限政策でした。帰国が特に遅れた二世の生活苦・重労働・孤立の実態は、訴訟以前の一世（残留孤児）と何ら変わりません。公的支援がなく、一世以上に苛酷ともいえます。

一世・二世を問わず、「中国帰国者」の苦難は、政府の帰国制限政策が作り出した同一の被害です。その意味で、二世問題の解決なくして、残留日本人問題の真の解決もありません。

まず、すべての二世を現行の支援策の対象にすることが重要でしょう。二世がいかに多様でも、支援給付金には収入認定があります。その他の支援策（日本語教室・医療通訳等）も実際に利用するのは、それを必要とする二世だけです。現行の支援策をすべての二世に適用すれば、特に深刻な困難に陥っている中高年帰国者の二世を救済できます。

また高齢化した一世・二世には、中国語で対応できる介護体制の整備も急務です。そのためにも若年帰国者の二世の介護等の事業支援、また支援相談員として安定的に活躍できる雇用の拡充も有意義でしょう。

2007年、「改正支援法」が成立した時、当時の福田康夫総理は、一世の原告団代表に「気づくのが遅れて申し訳なかった」と謝罪しました。日本の政府・国会、主権者である国民は、二度と同じ間違いを繰り返してはなりません。